

平成31年度スポーツ団体等標準宿泊料金要項

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合

1 基本宿泊料金及び待遇

(1) 基本宿泊料金（消費税8%）

団体・種別	宿泊料金総額	基本料金（消費税額）
小学生	A 5,940円	5,500円（440円）
	B 6,480円	6,000円（480円）
	C 7,020円	6,500円（520円）
中学生	A 6,264円	5,800円（464円）
	B 6,804円	6,300円（504円）
	C 7,344円	6,800円（544円）
高校生	A 6,480円	6,000円（480円）
	B 7,020円	6,500円（520円）
	C 7,560円	7,000円（560円）
大学生・成人 引率者・競技役員等	A 7,236円	6,700円（536円）
	B 7,776円	7,200円（576円）
	C 8,316円	7,700円（616円）

(2) 駐車料金：旅館ホテルと協議する。

(3) 待遇

団体・種別	畳数割人数	浴衣 タオル 歯ブラシ	献立	
			朝食	夕食
小学生	2畳に1人 ※	無	6品	6品
中学生	2畳に1人 ※	無	6品	6品
高校生	2畳に1人 ※	無	6品	6品
大学生・成人 引率者・競技役員等	2畳に1人 ※	有	6品	7品

※ 部屋の大きさにより多少増減あり。

<標準献立表>

※但し、小・中・高校生以外は、1品増しとする。

夕 食		朝 食	
1 お通し	・胡瓜、わかめ、ツナ缶、ドレッシング和え ・ブロッコリー、ソーセージ、マヨネーズ ・生野菜	1 小鉢	・ラジウム卵、おひたし ・豆腐揚げ出し
2 焼き魚 (煮物等)	・赤魚照焼き ・野菜炒め	2 中皿	・ソーセージ野菜炒め ・塩引き ・生揚げ煮付け
3 洋 食 (揚げ物等)	・豚肉生姜焼き、キャベツ、トマト、パセリ ・鳥唐揚げ、レタス、レモン、パセリ ・白身魚フライ、ポテトサラダ、パセリ	3 皿	・ハム、レタス ・オムレツ、キャベツ ・卵焼き、大根おろし
4 お吸い物 (スープ)	・かき玉汁 ・トン汁	4 味噌汁	・わかめ豆腐味噌汁 ・油揚げ大根味噌汁 ・しじみ味噌汁
5 御飯、お新香		5 御飯、お新香	
6 果物 (バナナ、りんご、すいか等)		6 牛乳又はヤクルト	

2 弁当の標準料金「総額」(消費税8%)

- ・折詰弁当：648円(内消費税48円)より
- ・おにぎり弁当：486円(内消費税36円)より

3 欠食控除の取扱い

宿泊して食事を抜いた場合の宿泊料金は、基本料金より欠食した下記の料金を控除した金額とする。(基本料金とは、宿泊料金から消費税を差し引いた料金)

	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大学生・成人 引率者・競技役員等
朝 食	A 550円	A 580円	A 600円	A 670円
	B 600円	B 630円	B 650円	B 720円
	C 650円	C 680円	C 700円	C 770円
夕 食	A1, 100円	A1, 160円	A1, 200円	A1, 340円
	B1, 200円	B1, 260円	B1, 300円	B1, 440円
	C1, 300円	C1, 360円	C1, 400円	C1, 540円

4 宿泊しないで食事のみの料金(消費税を含む総額表示)

	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大学生・成人 引率者・競技役員等
朝 食	A1, 188円	A1, 253円	A1, 296円	A1, 447円
	B1, 296円	B1, 361円	B1, 404円	B1, 555円
	C1, 404円	C1, 469円	C1, 512円	C1, 663円
夕 食	A2, 376円	A2, 506円	A2, 592円	A2, 894円
	B2, 592円	B2, 722円	B2, 808円	B3, 110円
	C2, 808円	C2, 938円	C3, 024円	C3, 326円

5 その他

(1) 適用範囲

本料金は、県スポーツ少年団スポーツ大会、県中体連、県高体連大会及び県総合体育大会に適用するもので、県内競技大会については、これに準ずるものとする。

(2) 適用外

(ア)本料金は、上記以外の個人的宿泊（一般客・保護者の応援団を含む）については適用しないものとする。

(イ)本料金は、県内スポーツ大会のみに適用するもので、県外選手も参加する大会については適用しないものとする。

(3) 本要項の適用は、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合加盟（賠償責任保険加入）の宿泊施設とする。

(4) 宿泊の予約等

(ア)予約の申し込み

所定の申込書に必要事項を明記の上、申込団体から地元の旅館組合に申し込む。

(イ)予約金

イ 小・中学生、高校生、引率者、競技役員等については予約金を不要とする。

ロ 大学生・成人選手については、予約の際に予約金を徴収することができる。

・予約金は、宿泊第1日目の宿泊費の一部に充当することができる。

・予約金は、原則として返金しない。但し、宿泊日から7日前までの取消しについては返金するものとする。

・予約金は、宿泊料金精算の場合に料金の一部に充当する。

(ウ)宿泊予約のキャンセル料金

イ 第1泊目のキャンセル料金

宿泊当日
100%

ロ 2泊目以降のキャンセル料金

宿泊当日の14時まで	宿泊当日の14時以降
0%	80%

ハ 14時以降に宿泊が確定した場合は、夕食の用意ができない場合もある。

(5) 宿泊施設への連絡事項（厳守）

(ア)宿泊日、日数及び人員の変更・・・少なくとも前日までに連絡

(イ)早着、遅滞が生ずる場合・・・・・・前日までに連絡

(ウ)欠食（朝食）・・・・・・前日までに連絡

(エ)〃（夕食）・・・・・・前日までに連絡

(6) 宿泊料金のランク付（A，B，C）については、申込団体と所属組合間で協議のうえ決定するものとする。

(7) 温泉利用宿泊施設における引率者等大人の宿泊者に対し、入湯税（市町村税）を別途精算する。

(8) 送迎サービスを行っている宿泊施設は限られており、送迎に関する希望に添えない場合は旅館組合等より連絡をする。なお、送迎サービスの不慮の事故やトラブル等に関しては、旅館組合は関知しないものとする。

(9) 当日の宿泊が、試合の結果により確定しない場合は、出発前に荷物を一カ所にまとめるものとする。